



事業主の皆様へ

平成29年5月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

日中は少し汗ばむほどの季節となりましたが、吹く風はとても心地よいですね。
皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、キャリアアップ助成金の変更点、2歳まで育児休業取得、その他いくつかの助成金についてお知らせいたします。

キャリアアップ助成金が変わりました

平成29年4月より、キャリアアップ助成金は3コースから8コースにかわりました。

① 正社員化コース	改正	① 正社員化コース
② 人材育成コース		② 人材育成コース
③ 処遇改善コース a 賃金規定等改定 b 共通処遇推進制度 (a) 健康診断制度 (b) 賃金規定等共通化 c 短時間労働者の労働時間延長		③ 賃金規定等改定コース
		④ 健康診断制度コース
		⑤ 賃金規定等共通化コース
		⑥ 諸手当制度共通化コース
		⑦ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
		新規
	新規	

《正社員化コース》正規雇用労働者に「多様な正社員」が含まれます。

《人材育成コース》中長期的キャリア形成訓練の様式が一般職業訓練と統合されます。

1年度1事業所あたりの支給限度額が500万から1000万になります。

《諸手当制度共通化コース》有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成されます。

《選択的適用拡大導入時処遇改善コース》労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成されます。

平成29年4月より、労働関係助成金に生産性要件が設定されました。

生産性向上に取り組む企業を支援するために、労働関係助成金(一部除く)に「生産性要件」を設定し、この要件を満たした場合には支給額を割増します。

生産性要件を満たすためには、企業の財務諸表などの情報をもとに、過去3年間で生産性が6%以上伸びている必要があります。また生産性が1%以上6%未満である場合は、金融機関から一定の事業性評価を得ていることが必要です。なお、割増支給の申請に当たっては、決算書の各勘定科目の額が確認できる証拠書類(損益決算書、総勘定元帳など)が必要となります。

助成金額など変更箇所がいくつかあります。詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。

2歳まで育児休業が取れるようになります

平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします。
保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が変わります。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。



改正内容①：最長2歳まで育児休業の再延長が可能になりました

- ・1歳6か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- ・育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

改正内容②：子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

- ・事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

改正内容③：育児目的休暇の導入を促進

- ・未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。

特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)

平成29年5月1日から「三年以内既卒者等採用定着奨励金」を「特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)」に名称変更し、支給要件なども変更しました。

この助成金は、学校などの既卒者や中退者(以下「既卒者等」という)の応募機会の拡大や採用・定着を図ることを目的としています。既卒者等が応募可能な新卒求人の申し込み・募集を行い、既卒者等を新規学卒で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して支給します。

【変更内容】

1. **支給要件**…新卒求人の申し込みまたは募集の前の3年度間における求人などの提出状況の要件を撤廃し、既卒者等を新卒卒で初めて雇い入れた事業主が支給対象となります。
2. **支給上限人数**…これまで支給人数の上限を1事業所当たり2名(中小企業以外は1名)としましたが、変更後は企業規模にかかわらず、1事業所当たり1名とします。
3. **適用**…平成29年5月1日以降に、対象者を雇い入れる場合に適用されます。



お知らせです！！

**今月より年金の請求月を迎えた方にご案内をお送りします。
御本人様にお渡し下さい。**



ふくいの子宝心援給付金

雇用保険から支給されている育児休業給付金は、休業開始前の賃金によって決まります。育休が明けて職場復帰された方の中には、短時間勤務に変更した方もいると思います。その方がもし二人目を出産、育休を取るとなったとき、短時間勤務での賃金より育児休業給付金の金額が決まるので、一人目のときより低くなります。このため通常勤務の賃金水準による育児休業給付金との差額相当分(30万円が限度)を支給することで、短時間勤務の活用を促進し、若い世代が安心して出産・子育てできるよう後押しします。

《対象者》 次の要件を全て満たす方

- ①福井県に在住しています。
- ②子供が二人以上います。
- ③第一子の育休から職場へ復帰後、育児短時間勤務を利用しました。
- ④第一子が三歳になるまでの間の、育児短時間勤務中に第二子を出産しました。
- ⑤第二子の育休を一年間取得後、職場へ復帰しました(する予定です)。

※職場へ復帰後、3カ月以内に申請。

福井市キラリ輝く職場環境づくり推進事業補助金

子育てや介護といった家庭生活や地域活動、自己啓発などにあてる個人の時間をもてる豊かな生活を送り、性別にかかわらず活躍できるよう、職場環境の整備に取り組む福井市内中小企業に対して、取り組み経費の一部を補助します。

《交付対象となる事業主》 1.福井市内に本社を有すること

- 2.中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- 3.市税の滞納がない事業主であること

《交付対象となる事業》 次の1～5いずれかに該当する事業とし、対象事業主が新たに又は拡充して取り組む事業を対象とします。

- 1.育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを行う事業
- 2.女性管理職の養成や女性の職域拡大など、女性の活躍推進に取り組む事業
- 3.イクメン・イクボスの養成に取り組む事業
- 4.仕事と家庭の両立を応援する職場風土の形成に取り組む事業
- 5.労働時間の短縮や柔軟な働き方の実現に取り組む事業



《交付対象となる経費》

報償費…講演会等の講師謝礼、就業規則等の策定、改定経費に係る社会保険労務士謝礼 など
その他に、消耗品費、印刷製本費、旅費、通信運搬費、委託料、賃借料も対象となります。

《補助金額及び交付上限額》 上記1～5の対象事業の取り組みに要した経費の2分の1の額
交付上限額…1事業あたり5万円(ただし事業主につき同一年度上限10万円)

★対象事業開始前に補助金交付申請の提出が必要です。

詳しくはリヴル総研までお問い合わせ下さい。

ふくい女性活躍推進企業

福井県では、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を「ふくい女性活躍推進企業」として登録し、その活動を支援しています。対象は県内に本社または事業所を置くすべての企業・団体です。

《登録区分・要件》

(1)ふくい女性活躍推進企業	(2)ふくい女性活躍推進企業プラス
① 女性の活躍推進に向けた経営トップ(代表者)の考えが言われていること	①同左
② 女性活躍推進員を配置していること	②同左
③ 「女性の採用」「女性の育成」「男女がともに働きやすい職場環境づくり」「女性の登用」について具体的な取り組みをすすめていること	③同左
	④女性活躍推進法に基づく「事業主行動計画」を策定していること



《登録のメリット》…沢山のメリットがあります。リヴル総研までお問い合わせ下さい。

《プラス登録企業だけのメリット》

- ・県制度融資「中小企業育成資金」の保証料を全額補給します
- ・県が発注する建設工事の入札参加資格審査で加点評価が受けられます
- ・日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金」による低利融資が活用できます

さわやかな季節にウォーキングを♪

暖かくなり、活動しやすい季節になりました。体を動かしたい気持ちが膨らむと同時に、冬の間の運動不足が気になってきませんか？自分のカラダの「運動不足度」をチェックできるホームページを紹介します。☞公益財団法人健康・体力づくり事業財団のホームページ

http://merumaga.kyoukaikaikenpo.or.jp/r/c.do?ps_ad_1o_qky

横井がさっそくチェックしてみましたが、「完全な運動不足です」と診断されました(´□´;)!!

リヴルのお庭のお話

入社当時は、バラについての知識はあまりなかったので、バラの育て方の本を購入し、基礎から学ぶことにしました。そのおかげで、アブラムシが害虫だとわかり、この害虫に対抗出来るスプレーを、迷うことなく購入することができました。5月15日頃、元気よく咲きはじめてとても嬉しく思います。これから手入れを欠かさずバラを育てていきますので、皆さんもぜひリヴル総研にお越し下さい。



社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0